

平成23年度 教職員研究活性化支援事業 実施要項

1 目的

ネットワークを活用した教職員間の連携・地域社会との協力体制の構築に向けた地域の人々、保護者、児童生徒を交えた研究など、教職員として求められる専門的な研究推進に向け、教職員が自主的に構成する研究チームの活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上に資する。

2 対象とする研究テーマ

学習環境、生徒指導、授業に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を教職員がチーム活動として自主的に行うものであって、本県の教育の発展に寄与するものでなければならない。

また、関係法令（地方公務員法、教育公務員特例法等）により制限または禁止されている政治的活動及び宗教活動等であってはならない。

3 対象チーム

県内公立学校に勤務する県費負担教職員及び県立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）をもって組織する研究チームで、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 具体的なテーマを設定して研究すること。
- (2) チーム構成は、1チーム3名以上の教職員で構成すること。
- (3) 研究成果を年度内にまとめるとともに、県教育委員会が定めるホームページに掲載すること。

4 研究チームの認定

- (1) 研究チーム活動の認定を受けようとするチームの代表者は、「教職員研究チーム活動認定申請書」（様式1）により、県立学校においては学校長、市町組合立学校においては学校長、市町組合教育委員会及び教育事務所（神戸市立学校を除く。）を經由して、別途通知する日までに兵庫県教育委員会事務局教職員課長（以下「教職員課長」という。）へ申請すること。
- (2) 研究チーム活動の認定については、教職員課長の委嘱を受けた「教職員研究チーム活動選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が評価し、教職員課長が決定する。
- (3) 教職員課長は、選考委員会の決定結果を研究チーム活動の代表者に通知する。
（全100チーム）

5 研究推進の留意点

- (1) 認定を受けた研究チームの代表者は、研究テーマ、研究計画、活動状況報告を県教育委員会が定めるホームページに掲載すること。
- (2) 認定を受けた研究チームは、保護者や児童生徒、地域の人々等を交えて研究したり、研究成果を学習指導や生活面に関する指導等に生かしたりするよう努めること。
- (3) 各研究チームの代表者は、教職員間の研究ネットワークの構築に向け、研究テーマ、研究活動について、電子メール等を用いた情報の共有化に努めること。

6 研究活動奨励金

認定を受けた研究チームには、その研究活動の促進を図るため、次により研究活動奨励金を支給する。

- (1) 1チームについての研究活動奨励金は45千円の範囲内とする。
- (2) 研究活動奨励金は、研究活動に要した講師謝金・調査旅費・図書購入費・消耗品費・印刷製本代・通信運搬費及び会場借上料に充てるものとする。備品は購入対象となっていない。備品とは、使用耐用期間が、概ね1年以上にわたり、かつ、購入価格が2万円以上のもの。(2万円未満であっても、プリンターやICレコーダー等、備品に準じるものは不可)

7 活動報告書等の提出

研究チームは、下表により活動状況及び研究結果を教職員課長へ提出すること。

	活動状況	研究結果
提出様式	・教職員研究チーム活動状況報告書 (様式2)(ワープロ文書形式)	・研究報告書(研究の成果をまとめたもの:作成しているチームのみ提出) ・教職員研究チーム活動実績報告書 (様式3) ・教職員研究チーム活動奨励金使途明細書(様式4)
提出期日	12月上旬(※別途通知)	2月下旬(※別途通知)

なお、提出にあたっては、4(1)と同様の方法とすること。

※ワープロ文書形式とは、Word及びびー太郎での文書ファイルとする。

8 研究活動奨励金の返還

教職員課長は、研究チームが次の各号に該当するときは、研究活動奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 研究活動奨励金の使途が適切でない場合
- (2) 研究チームの活動が2及び3に該当しない場合

9 研究成果の活用

県教育委員会は、研究活動の成果が多くの県民及び県教育行政に反映されるように努める。そのため、保護者・児童生徒に直接関係する研究は、保護者・児童生徒に呼びかけ、ともに研究したり、研究成果発表会等の場を設けたりするなど工夫する。

また、多くの教職員が活用できるよう県ホームページに公開し、県内の教職員がいつでもネットワークを通して学習指導や生活面での指導等に活用できるようにする。

なお、研究の成果物(研究報告書・実績報告書)は県立教育研修所図書室で閲覧できるようにするとともに、県立教育研修所等で行う研修の材料として活用したり、研究チームの構成員を各種研修の講師として招聘したりする。

10 補 則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は教職員課長が別に定める。